

4 隣接する学校種の免許状を取得する方法

(1) 幼稚園教諭等の経験年数を利用し、2種免許状を取得する場合

所要資格			小	別表 8 - 1
授与を受けようとする免許状		小学校教諭2種免許状	注1 最低修得単位数は、幼稚園教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。 小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。 注2 経験年数は、幼稚園教諭普通免許状取得後 ○幼稚園又は特別支援学校の幼稚部 ○幼保連携型認定こども園 ○小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部のいずれかで、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師又は保育教諭としての経験年数3年を要する（助教諭、助保育教諭としての経験は含めない。） ※なおこれらの職には、外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職も含まれる。	
有ることが必要な免許状		幼稚園教諭普通免許状		
経験年数 注2		3年以上		
		必要単位数		
最低修得単位数 注1	各教科の指導法に関する科目 (5教科×2単位) 注3		10	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事 道徳の理論及び指導法	1	
		事 生徒指導の理論及び方法	全ての事項を含み 2 単 位	
		事 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
項 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
計		13	注3 「各教科の指導法」は、生活を除く、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上修得する。 （生活以外の9教科のうちから自由に選択できる。）	

(2) 中学校教諭又は小学校の専科教員等の経験年数を利用し、2種免許状を取得する場合

所要資格			小	別表 8 - 2
授与を受けようとする免許状		小学校教諭2種免許状	注1 最低修得単位数は、中学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。 小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。 注2 中学校教諭普通免許状取得後に ○中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部 ○小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部のいずれかで、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師又は免許法第16条の5に規定する小学校専科教員としての経験年数3年を要する（助教諭としての経験は含めない。） ※なおこれらの職には、少年院、認定在外教育施設及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職も含まれる。	
有ることが必要な免許状		中学校教諭普通免許状		
経験年数 注2		3年以上		
		必要単位数		
最低修得単位数 注1	各教科の指導法に関する科目 (5教科×2単位) 注3		10	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事 生徒指導の理論及び方法	全ての事項を含み 2 単 位	
		事 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
		項 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
計		12	注3 「各教科の指導法」は、所有している中学校免許状の教科に相当する教科を除き、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上修得する。 ※（修得例）中学校2種免許状（美術）を所有している場合 →各教科の指導法は「図画工作」以外の9教科のうちから自由に選択可能。	

(4) 中学校教諭又は小学校の専科教員等の経験年数(3年以上)に加えて、小学校の助教諭、専科教員等の経験年数を利用して、2種免許状を取得する場合

所要資格			小	施行規則第18条の2		
授与を受けようとする免許状			小学校教諭 2 種免許状			注1 最低修得単位数は、中学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。
有することが必要な免許状			中学校教諭普通免許状			
経験年数 注2 (平成28年4月1日以降のものに限る)			0年	1年	2年	注2 中学校教諭普通免許状取得後に、 ○中学校、義務教育学校の後期課程 ○中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部 ○小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部 の主幹教諭、指導教諭、教諭、講師又は免許法第16条の5に規定する小学校専科教員の職のいずれかの経験年数3年(助教諭としての経験は含めない。)に加えて、 小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部の助教諭、講師又は免許法第16条の5に規定する小学校専科教員としての職の経験がある場合、その経験年数に応じて、1年につき3単位ずつ軽減され、最大6単位分軽減される。 ※なおこれらの職には、少年院、認定在外教育施設及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの(独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。)において、教育に従事した職も含まれる。
最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目 注3		10	7	5	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2	1	
		項 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
注1	計		12	9	6	
注3 「各教科の指導法」は、所有している中学校免許状の教科に相当する教科を除き、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち、小学校等での在職年数が ・0年の場合には5教科以上、 ・1年の場合には4教科以上、 ・2年の場合には3教科以上、 修得することとする。 なお、履修方法については、下表のモデルケースを参照のこと。						

・小学校教諭 2 種免許状を取得する際の「各教科の指導法」履修方法モデルケース

	小学校等の在職年数がない場合 10単位修得するケース					小学校等の在職年数1年以上 7単位修得するケース					小学校等の在職年数2年以上 5単位修得するケース				
	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E
パターン① 5科目履修 (最も望ましい)						2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
パターン② (パターン①と③の間)											2	1	1	1	—
パターン③ 少ない科目を履修 (ここまでは許容)	2	2	2	2	2	2	2	2	1	—	2	2	1	—	—
認められないパターン (3単位の科目が生じる)						3	2	2	—	—	3	2	—	—	—